

香楽園デイサービスセンター
指定通所介護及び第 1 号通所事業（通所型サービス）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人健仁会が開設する指定通所介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第 1 号通所事業（通所型サービス）の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員等が事業対象及び要支援・要介護状態等となった高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、またはその有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう、適正な指定通所介護または第 1 号通所事業（通所型サービス）を提供することを目的とする。

（事業の方針）

第 2 条

- 1 事業所の看護職員又は介護職員等は、事業対象及び要支援状態または要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護サービスまたは第 1 号通所事業（通所型サービス）を提供する。また、事業対象及び要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、またはその有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助・介護、その他の日常生活の援助等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村（地域包括支援センター等）、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 香楽園デイサービスセンター
- 二 所在地 兵庫県加西市鶉野町字東中条 1 7 5 0 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。（ただし、法定基準の範囲内で変更する場合がある。）

- 1 管理者 1 名

施設の業務を総括するものとする。

2 生活相談員 1名以上

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所介護計画または第1号通所事業（通所型サービス）計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明し、また自らも指定通所介護または第1号通所事業（通所型サービス）の提供に当たるものとし、又日常生活上の相談に応じ生活支援を行うものとする。

3 看護職員 1名以上

主に利用者の健康管理や療養上の世話をを行い、日常生活上の介護、介助、機能訓練等も行うものとする。

4 介護職員 1名以上

利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行うものとする。通所介護従業者は、それぞれの利用者について、指定通所介護計画または第1号通所事業（通所型サービス）計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、指定通所介護または第1号通所事業（通所型サービス）の提供に当たる。

5 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業及び、営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までのうち、土曜日と日曜日以外とする（祝日含む）
ただし8月13日から8月15日までの内2日間と12月30日～1月3日までの5日間を除く。
- 二 営業時間 午前 9：00 ～ 午後 4：15
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（利用定員）

第6条 当事業者における利用定員は、25名とする。

（指定通所介護及び第1号通所事業（通所型サービス）の内容及び利用料等）

第7条 指定通所介護及び第1号通所事業（通所型サービス）の内容は次の通りとし、

指定通所介護または第 1 号通所事業（通所型サービス）を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護または第 1 号通所事業（通所型サービス）が法定代理受領サービスであるときは、その一割の額とする。

- 一 身体介助
- 二 生活相談
- 三 入浴サービス・介助
- 四 食事サービス・介助
- 五 送迎
- 六 レクリエーションの開催
- 七 行事の開催
- 八 健康チェック
- 九 機能訓練

ご契約の要介護度に応じた金額をお支払い頂くものとする。（サービス利用料金は、ご契約者の事業対象及び要支援・要介護度に応じて異なる。）

- ① 指定通所介護利用料金は、7 時間以上 8 時間未満利用していただくことを予定しての料金であり、長時間のサービス利用が困難な場合や身体の不都合等で短時間の利用については、別途介護報酬基準に基づいて料金を決定するものとする。
- ② 入浴介助とは利用者 1 人に対し、一般浴槽を使用していただく場合と、1 人以上の介護職員が特殊な浴槽を使用して入浴をしていただく場合とする。
- ③ 食事サービスを受ける場合は、食費として 6 5 0 円徴収する。
- ④ 次条の通常の実施地域を越えて送迎を行う場合、それに要する交通費は、その実費を徴収する。
当事業所から、距離に応じた交通費を実費負担願うものとする。
- ⑤ サービス提供についての記録（5 年間保管）その他複写物を必要とする場合には、実費相当分を徴収する。 1 枚 1 0 円

設備の種類	室数	備考
デイ相談室	1 室	12.80 m ²
休憩室	1 室	16.45 m ²
食堂	1 室	87.13 m ²
日常動作訓練コーナー	1 室 145.51 m ²	[主な設置機器] S 字平行棒・ユニット階段・エアロバイク
浴室	1 室	機械浴・特殊浴槽

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、加西市全域とするが加古川市、西脇市、小野市、姫路市、加東市、福崎町の一部地域の利用を可能とする。

(緊急時等における対処方法)

第9条 通所介護従業者は、指定通所介護及び第1号通所事業（通所型サービス）を実施中に、利用者の状態が急変した場合は、速やかにその利用者の主治医・家族に連絡する等の措置を講じ、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者に報告する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

- 1 利用者は、サービス利用に当たって、目標を達成するために具体的なサービスの内容等を記載する指定通所介護計画または第1号通所事業（通所型サービス）計画を作成するために、自身の心身の状況・希望及びその置かれている環境等を当事業所の管理者に、明確に伝える必要がある。
- 2 利用者が負担すべき利用料等の額は、サービス利用に当たって事前に理解しておく必要がある。
- 3 施設・設備の使用上の注意
 - ・ 施設敷地をその本来の用途に従って利用する。
 - ・ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があるものとする。
 - ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動営利活動などを行うことはないものとする。
 - ・ 日常生活を営む上で必要なもの以外原則として持ち込みを禁止する。
 - ・ 施設所定の喫煙スペース以外での喫煙はないものとする。

(非常災害対策)

第11条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。天災等、災害に関する警報が発令された場合、家人の協力と理解の上サービス利用も可能とするが、基本的には休みとする。

(その他、運営に関する重要事項)

第12条

- 1 当事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。(守秘義務)
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人健仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(人格の尊重)

第13条

事業者は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスを提供しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第14条

- 1 事業所は、提供した通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、通所介護または第1号通所事業（通所型サービス）等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、提供した通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条

- 1 業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護または第 1 号通所事業（通所型サービス）の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第 16 条

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

附則

この規程は、

平成 12 年	4 月	1 日	から施行する。
平成 13 年	2 月	22 日	改正
平成 15 年	2 月	15 日	改正
平成 15 年	4 月	1 日	改正
平成 16 年	2 月	1 日	改正
平成 17 年	4 月	1 日	改正
平成 17 年	10 月	1 日	改正
平成 18 年	4 月	1 日	改正
平成 20 年	1 月	25 日	改正
平成 21 年	4 月	1 日	改正
平成 22 年	4 月	1 日	改正
平成 24 年	4 月	1 日	改正
平成 26 年	6 月	1 日	改正
平成 27 年	7 月	1 日	改正
平成 30 年	4 月	1 日	改正
令和 4 年	9 月	1 日	改正
令和 5 年	12 月	1 日	改正